

## 様式第十一（第8条関係）

### 認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和2年10月16日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社L u u p

3. 認定新事業活動計画の目標

日本では、電動キックボードは現行規制（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及びそれに基づく政省令等）上、原動機付自転車として取り扱われるため、公道で走行させるためには、これらの規制法令に適合していることが求められる。

電動キックボードを原動機付自転車と同様に扱うことが適切ではないのではないかという意見も踏まえ、電動キックボードの適切な規制を検討していくに当たっての判断材料を提供することを目的としている。

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリア内で利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。

収集したデータについては、普通自転車専用通行帯を走行している自転車や車道を走行している原動機付自転車との比較分析を行う。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ①東京都渋谷区
- ②東京都新宿区
- ③東京都世田谷区
- ④東京都千代田区

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される原動機付自転車が次の一定の基準を満たしていること。

1) 貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行うこと。

2) 貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における警察庁、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置を行うこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の重量は、40キログラムを超えないこと。

ウ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

- (イ) 20キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期  
令和2年10月～令和3年3月

# 渋谷区実証エリア

渋谷区全域で実施予定。



— 予定エリア  
— 普通自転車専用通行帯

- 明治通り(都道)  
渋谷区広尾1丁目14番15号先から渋谷区広尾1丁目15番3号先まで。
- 明治通り(都道)  
渋谷区広尾1丁目16番先東角から渋谷区東2丁目23番3号先まで。
- 特別区道865号線(区市町村道)  
渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先から渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先まで。
- 水道道路(都道)  
渋谷区本町1丁目55番1号先から渋谷区笹塚2丁目29番先まで。

# 新宿区実証エリア

株式会社Luup

新宿区の一部エリアで実施予定。



— 予定エリア



# 世田谷区実証エリア

株式会社Luup

世田谷区全域で実施予定。



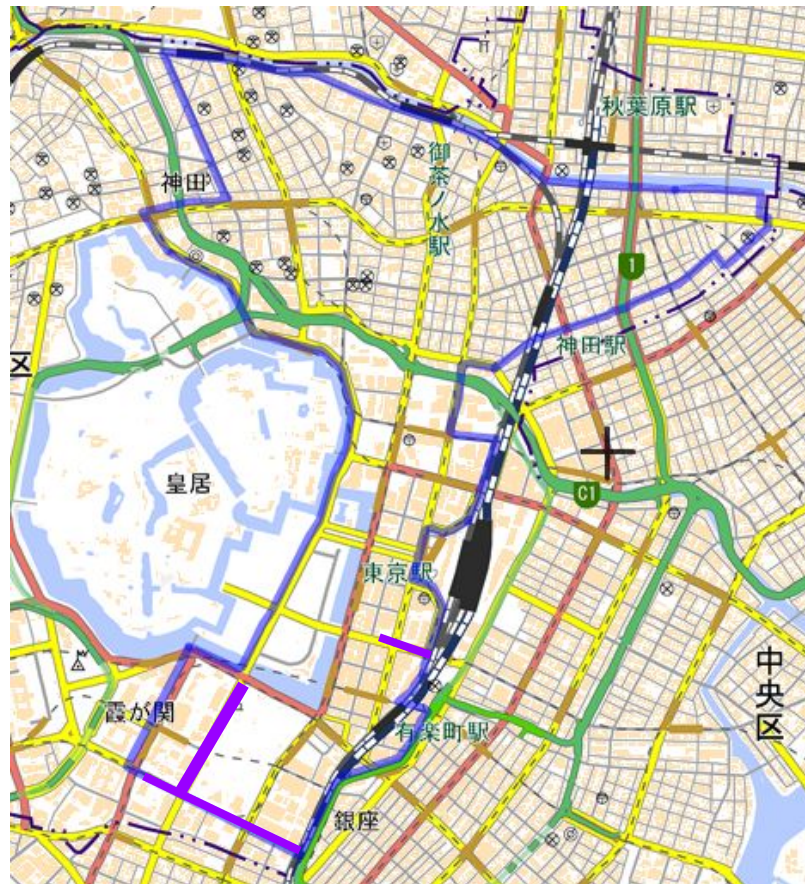
— 予定エリア  
— 普通自転車専用通行帯

補助54号(区市町村道)  
世田谷区桜上水3丁目17番先から世田谷区赤堤5丁目2番1号先まで。  
淡島通り(都道)  
目黒区大橋2丁目18番2号先から(世田谷区境目より)世田谷区若林2丁目36番6号先まで。

# 千代田区実証エリア

株式会社Luup

千代田区の一部で実施予定。



- 予定エリア
- 普通自転車専用通行帯

## 鍛冶橋通り(都道)

千代田区丸の内2丁目1番1号先から千代田区丸の内2丁目7番1号先まで。

## 鍛冶橋通り(都道)

千代田区丸の内3丁目5番1号先から千代田区丸の内3丁目2番先北西角まで。

## 国会通り(区市町村道)

千代田区日比谷公園1番5号先から千代田区内幸町1丁目1番3号先まで。

## 祝田通り(都道)

千代田区日比谷公園1番6号先から千代田区日比谷公園1番6号先まで。

## 祝田通り(都道)

千代田区霞が関1丁目1番2号先から千代田区霞が関1丁目1番1号先まで。

## 国会通り(区市町村道)

千代田区霞が関1丁目2番1号先から千代田区霞が関1丁目2番1号先まで。